

No.	質 問	回 答
1	<b>【入札番号 30-9】</b> 契約種別が業務用高負荷率 TOU の施設のピーク・夜間それぞれの使用電力量を教えてください。	業務用高負荷率 TOU の施設は入札番号 30-9「あば交流館」のみです。ピーク・夜間の各使用電力量を「別紙 1_補足資料」として掲載しましたので、ご確認ください。
2	<b>【全案件】</b> 入札金額算定における力率は 100%で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	<b>【全案件】</b> 任意様式の内訳書は両面印刷で作成して宜しいでしょうか？	内訳書の順番がわかるようにページ番号が記載されていれば、両面印刷でも可とします。
4	<b>【全案件】</b> 契約書(案)については、交付いただくことはできませんでしょうか？	契約書(案)については、落札後の協議とします。
5	<b>【全案件】</b> 請求書は合計請求(複数施設を 1 枚にまとめる)、個別請求(施設ごと)どちらになりますか。	請求書については、集約できるところとできないところがあります。落札後の協議とします。
6	<b>【全案件】</b> 税法の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における税率で料金等を算出することになりますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	<b>【全案件】</b> 予定契約電力は現在の契約電力と同じでしょうか。(500kw 以上の場合) また、供給の際に現在の契約電力より増加・減少する場合は根拠資料が必要となりますのでご協力いただけますでしょうか。	500kw 以上の施設の契約電力は予定契約電力と同じです。契約後の契約電力の変更が生じる場合は資料提供等、協力いたします。
8	<b>【全案件】</b> 力率 85%(基準値)/100%(目標値)とありますが何%で算出すればよろしいですか。	力率は 100%として算出してください。
9	<b>【全案件】</b> 仕様書及び受電実績の過去使用実績にて内訳書を作成してよろしいですか。(最大需要電力は契約電力のキロワットで作成すればよいのですか。)	内訳書の作成については、お見込みのとおりです。 なお、12 か月間の最大需要電力は契約電力の kW と同値ですが、入札番号 30-8 本庁舎については、仕様書のとおりです。
10	<b>【入札番号 30-8, 30-9, 30-13, 30-14】</b> 契約種別で一部業務用又は産業用と記載がないのはどちらの種別ですか。	業務用の記載がないものについては産業用です。
11	<b>【全案件】</b> 契約書(案)は落札後に協議されるということによろしいですか。	お見込みのとおりです。
12	<b>【全案件】</b> 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。

No.	質 問	回 答
13	<p><b>【全案件】</b>            参加申請書類ウ委任状は、本社以外で申請する場合は必要とありますが、本社代表者から本社の部門長への権限の委任は可能でしょうか。            可能な場合、様式第4号を使用してよろしいですか。            また、一部、委任しない項目については削除(二重線で引き、代表者の訂正印を押印等)してよろしいですか。</p>	<p>様式第4号により可能です。            また、委任しない事項については、様式第4号の該当項目に二重線を引き、代表者の実印を押して抹消してください。</p>
14	<p><b>【全案件】</b>            参加申請書類コについて            代表者及び受任者個人の津山市発行の市税等の納税がない場合、提出なし、と考えてよろしいですか。</p>	<p>代表者及び受任者個人に津山市課税がない場合は、提出不要です。</p>
15	<p><b>【全案件】</b>            仮に弊社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。            また契約締結に際しては、別の代理人に権限を再委任することは可能ですか。            再委任可能な場合、委任状は必要ですか。            必要な場合、提出期限や記載方法等指定があれば教えてください。</p>	<p>落札後に契約締結に係る協議を行うことは可能です。            また、契約に係る代理人の再委任は「様式第4号 委任状」の委任事項「5.復代理人の選任に関すること」を委任している場合に可能であり、            契約締結までに、委任状(様式第4号)を提出していただきます。</p>
16	<p><b>【全案件】</b>            力率85%(基準値)/100%(目標値)とありますが、入札金額を積算するにあたり、力率100%とし、力率割引を適用して積算してよろしいですか。            あるいは、基準値の85%とし、力率割引を適用せず、積算しますか。</p>	<p>力率は100%とし、力率割引を適用して積算をしてください。</p>
17	<p><b>【全案件】</b>            仮に弊社が落札した場合、訪問の検針となりますがよろしいですか。            また、検針日については、弊社の電気契約要綱にて、「お客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日」と定めております。            現在弊社が供給していない施設については、仮に弊社が落札した場合、毎月1日以外の日に検針日の変更は可能ですか。</p>	<p>訪問での検針は可能です。訪問での検針日については落札後の協議とします。</p>